令和３年度採用　天龍村職員採用試験要項

令和3年(2021年)1月14日

１．試験の職種、採用予定人員、受験資格及び要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　種 | 採用予定 | 受験資格及び要件 |
| 保育士 | １名 | ○受験資格：保育士及び幼稚園教諭の資格を有する者  (採用日までに資格を取得する見込みの者を含む)  〇要件：原則、天龍村に在住するか、採用日までに天龍村に住所を定める者 |

２．試験期日

１次試験　　長野県町村等職員採用個別試験（ 教養試験 ・ 保育士専門試験 ）

令和３年２月２８日(日)

２次試験　　面接試験　　令和３年３月上旬から中旬を予定

３．試験の場所

　　天龍村役場　（〒399-1201　長野県下伊那郡天龍村平岡878番地）

４．受験手続き

　１）受付期限　　令和３年２月１０日(水)　１７時まで

２）申込方法

　　　役場または南支所で交付する｢受験申込書｣に必要事項を記入し、総務課総務情報係へ提出してください。（申込書は、村ホームページからも取得できます。）

　　　なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法により上記の受付期限までに送付してください。期限までに到着しない場合は無効とします。

５．合格から採用まで

　１）採用は、令和３年４月１日の予定です。

　２）職員の採用は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第１項の規定による条件付きのものとし、当該職員がその職において６月を勤務し、その間、その職務が良好な成績で遂行したときに正式採用となります。この間において、その職務が良好でないと判断された場合は、正式採用とならない場合があります。

　３）合格者が、地方公務員法第33条の規定に該当する行為や、その他公務員となるのにふさわしくない行為を令和３年４月１日前に行った場合は、採用されません。

―　裏面をご覧ください　―

６．採用試験を受験できない者

　　地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者は受験することができません。

　　１）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

　　２）日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

７．試験に関する問い合わせ先

天龍村役場　　総務課　総務情報係

　　〒399-1201　長野県下伊那郡天龍村平岡８７８番地

　　電話　０２６０－３２－２００１（内線２２１）　FAX　０２６０－３２－２５２５

　　E－mail　d-somu@vill-tenryu.jp

　　ホームページ　http://www.vill-tenryu.jp/